

2.5.16
809

十五名帝國製材工研究會ニ加入セル者三名アリ
一、會社側ノ態度

會社ニ於テハ同盟罷業繼續スル場合ニハ他ヨリ職工
ヲ雇入レ秩序整理ヲ為シシムル計畫、アル一方何等カ
ノ條件ヲ附シ復職ヲ容認セントスルノ意向モアリ態
度曖昧ナリ
右及申(通)報候也

勞務第一一八五號

昭和二年五月十一日

警視總監官 田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿
社會局長 官殿

株式會社深川製材所勞働爭議ニ關スル件 (第二報)

首題爭議既報後、狀況左記ノ通り

記

一、會社側、動靜

會社側ニ於テハ區劃整理、為工場敷地移轉期切迫ス